江東区長様

私は　孫樹斌です。

前回の区長へのメールの返信は　ありがとうございました。たいへん残念でした。まだ　違法の行為は続いて　さらに　日本国の憲法に抵触しました。

「領事関係に関するウィーン条約」、「中日領事協定」及び中日両国の関連法律規定に基づき、中華人民共和国駐日本大使館は　私が不平等な待遇をうけていない、私の正当な権利・利益を守る権力と義務がある。訴訟事件の関連文書はすべて　中華人民共和国駐日本大使館領事部にコピー件を送信します。

私は岸田文雄首相の「成長と分配の好循環」、「スタートアップ企業創出」などの施策に支持します。けれども　今　ある公務員、警察官、裁判官などの政府職員は　「公務員職権濫用」で　違法者へ支援して　一緒に　被害者に再度な加害しています。このような社会環境に　日本の優秀な人材はもう他国に流失し、スタートアップ企業は　安定な成長できません。

今　江東区納税課の差押は　もう　私の三菱UFJ銀行の融資信用を毀損になりました。別途で　証拠を広報広聴課へ提出します。

事件のホームページ：https://human-rights-and-constitution.github.io/

江東区納税課差押事件は　国税徴収法、生活保護法、個人情報保護法だけではなくて　刑法と憲法も違反することになりました。更に　中国と日本国の信頼関係を毀損になりました。

今　私の民事訴訟の基本事件は　もう　裁判官訴追委員会に提出しました。関連に刑事事件は　警察庁に提出しました。

江東区納税課差押は　さっそく取消してください。関連の公務員は　すぐ　近い警察署へ自首してください。

トラブル関連資料は　深川警察署、東京地方裁判所に確認できます。事件ホームページ「https://tci-cn.github.io/」

私は2021年5月納税課へ納税猶予を相談し、猶予の手続きはできません。

1１月１９日突然　三菱UFJ銀行から　クレジットカード未返済の電話をもらいました。10月28日江東区役所納税課から　差し押さえられることを発見しました。

12月16日（木）納税課へ相談しました。職員は「今回国税徴収法により　差し押さえしました。問題ないです。」を答えしました。国税庁ホームページを調べて　納税課の違法事実（国税徴収法）を確定しました。

12月17日（金）再度納税課へ相談しました。職員は　「2回　殴られました。110番へ通報します。」を威嚇しました。課長は　わざわざ　ある職員に「今回気を付けて」を話しました。

12月20日（月）　2階22番へ　告訴状提出方法を確認し、職員は　10分ほど電話で通話したら　「4階5番」を返信しました。あと二人職員と10分ぐらい　告訴目的など話したら　エレベーターのロビーのサーファーに　2時間30分程度　相談しました。告訴状を受理できません。人権相談で30分ほど話し、区長室の場所を確認し、行きました。納税課職員は１10番警察官に虚偽告訴をやりました。警察館は　現行犯として　私を逮捕された、二日留置、七日勾留、書類送検を経験し、最終、検察官と一緒に　当日区長室前監視カメラ録画を確認し、「課長の指示により事前用意の虚偽告訴プランをやりました。」の犯罪行為を確認しました。

納税課課長と他三名公務員が公然と刑法第百七十二条虚偽告訴、第百九十三条公務員職権濫用を違反したことにより犯罪行為が成立します。この犯罪行為は日本政府の信用を損害したなので　違法者の解雇を請求します。私の精神健康は大きく傷つけられたので　別途で国家賠償を請求します。

限800字

以下は　参考資料です。

山﨑　孝明（やまざき　たかあき）

ご意見の受付

区長または区への「ご意見」は、以下の1～5の方法で幅広く受け付けています。

1.区長への手紙（広聴はがき）

区関係施設の窓口や、JR・私鉄各駅の広報スタンドに設置しています。

※一般郵便をご利用の場合は、下記の宛先までお送りください。

「〒135-8383 江東区東陽4-11-28 江東区広報広聴課広聴相談係 江東区長 行」

2.区長へのメール

「区長へのメール」送信ページ（外部サイトへリンク）より、お送りいただけます。

3.電話

03-3647-2364

月～金曜日　午前8時30分～午後5時00分

※祝日・年末年始を除く

4.FAX

03-3647-9635

5.窓口

江東区役所2階22番　広報広聴課広聴相談係

月～金曜日　午前8時30分～午後5時00分

※祝日・年末年始を除く

➋区への「お問い合わせ」は、以下の1・2へご連絡ください。

1.代表電話（03-3647-9111）

2.担当課（「組織と仕事（区へのお問い合わせ）」）

　※各課および各事業のお問合せフォームより、直接お問い合わせが出来ます。

ご意見への対応

➊区長または区へお寄せいただいたご意見は、広報広聴課にて受理し、担当課に対応を依頼します。

➋担当課の対応内容が広報広聴課に報告され、広報広聴課から区長へ報告します。

※いただいたご意見は、〔「区長へのメール」送信ページ（外部サイトへリンク）内の「ご意見と回答（ご意見の公表）」〕で公表することがあります（個人情報は除く）。

区からの回答を希望する場合

➊区からの回答を希望する場合は、必ず「氏名」「住所」「電話番号」をご記入ください。

（ご記入が無い場合は、回答いたしません）

➋原則として、2週間以内に担当課から文書（郵送）にて回答します。

※誹謗・中傷、広告・宣伝、調査・アンケート、これらに類するもの、趣旨が不明なものには回答いたしません。

「区長へのメール」送信ページ

「区長へのメール」送信ページより、区長へのメールをお送りいただけます。

「区長へのメール」送信ページ（外部サイトへリンク）←クリックしてください。

区政に関するご意見・ご要望を区長への請願・陳情として受け付けています。どなたでもご提出いただけます。

ご提出いただいた請願・陳情は、区長はじめ関係部署において慎重に審査・検討し、必要があるとされたものは、区政への反映を図ります。

以下の項目を記載した文書でご提出ください。用紙はA4サイズをお使いください。

1. 提出年月日
2. 宛名（区長名）
3. 差出人の住所・氏名（団体の場合は事務所所在地・名称、代表者氏名）
4. 件名
5. 趣旨

**政策経営部 広報広聴課 広聴相談係 窓口：区役所2階22番**

**郵便番号135-8383 東京都江東区東陽 4-11-28**

**電話番号：03-3647-2364**

**ファックス：03-3647-9635**